

インドにおける  
2017年度統合版 FDI ポリシーの主要変更点

(2017年11月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地チャダ法律事務所に作成委託し、2017年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよびチャダ法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびチャダ法律事務所に係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所  
E-mail：IND@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

## 目次

1 FDI 政府承認取得手続きの変更 .....	1
2 LLP および会社間の転換に関する規定の追加 .....	2
3 スタートアップ企業への投資 .....	2
4 各産業分野の主要変更点 .....	3

## インドにおける2017年度統合版FDIポリシーの主要変更点

インド商工省産業政策促進局(Department Of Industrial Policy & Promotion/以下、DIPP)は、2017年8月28日に**2017年度統合版FDIポリシー**(以下、統合版FDIポリシー)を公表した。例年より遅い時期の公表であったものの、本年度の統合版FDIポリシーそれ自体によって導入された目新しい規制緩和は、それほど多くなかった。とはいえ、2016年度統合版FDIポリシー発効以降に変更された点は多岐にわたる。本稿では、2017年統合版FDIポリシーにおいて前年度統合版FDIポリシーから変更された点の中で、特に日系企業に影響があると考えられる主要な変更点について解説する。

### 1. FDI 政府承認取得手続きの変更

インドでは複数ブランド小売業など、特定の分野に対する**外国直接投資**(以下、FDI)に関して、政府承認の取得が必要とされるが、従来はその申請の審査および承認を**外国投資促進委員会**(Foreign Investment Promotion Board/以下、FIPB)が行っていた。ところが、FIPBが2017年6月に廃止されたことに伴い、これに替わる新たな手続きが導入された。統合版FDIポリシーはこの点に関する規定を刷新している。

まず、FIPBの廃止に伴い、DIPPが運営する**Foreign Investment Facilitation Portal**(以下、FIFP)が、FDI政府承認等の新たな統一申請窓口として導入された。従って、今後、新たな外国直接投資を行うに際して何らかの承認が必要とされる場合、FIFPを通じて申請を行う必要がある。なお、従前は、原則として、FIPBが産業分野をまたいでFDIの必要な承認の審理・付与を行っていた。しかし、FIPB廃止後は、各行政省庁が、適格機関(Competent Authority)として、その管轄産業分野に関するFDIの必要な承認等の審理・付与を行うものとされた(統合版FDIポリシー4.1.1項)。この審査機関の細分化に伴う申請手続きの複雑化や申請者の増加負担の軽減が、FIFPによって図られている。

また、適格機関の審査に関する手続きルールを規定した、**Standard Operating Procedure**(以下、SOP)が新たに導入された(統合版FDIポリシー4.1.4項<sup>1</sup>)。SOPには、申請に必要な書類一覧が記載されており、また、手続きの流れと非常に明確なタイムラインが規定されているため、従前の制度と比較して時間的な見通しが立てやすくなった点で利便性が向上した。

## 2. LLP および会社間の転換に関する規定の追加

統合版FDIポリシー3.2.4(iii)では、100%の外国直接投資が自動ルートにより認められており、かつ、外国直接投資に関する実績条件が存在しない分野で事業を行っている場合、**有限責任組合(Limited Liability Partnership/以下、LLP)**からの株式会社への転換または株式会社からのLLPへの転換が、自動ルートで認められる旨の規定が追加された。

従前は、LLPおよび株式会社間の転換に関する規定がFDIポリシー上存在しておらず、FDI規制上このような転換が可能か否か不明確であったが、上記規定はこの点の取り扱いを明確にした。

## 3. スタートアップ企業への投資

統合版FDIポリシーは、スタートアップ企業に関する規定を新たに追加した。

従前より、インドスタートアップ企業は、**海外ベンチャーキャピタル投資企業(Foreign Venture Capital Investor/以下、FVCI)**に対して、株式等を発行する方法で資金調達を実施することができた。統合版FDIポリシー3.2.6では、この点を改めて明記することに加えて、スタートアップ企業が、統合版FDIポリシーの規定する諸要件を遵

---

<sup>1</sup> SOPの内容に関しては、<http://www.fifp.gov.in/Forms/SOP.pdf> を参照のこと。

守することを条件に、非居住者に対して転換社債(Convertible Note)を発行する方法によって、資金調達ができることが新たに追加された。

#### 4 各産業分野の主要変更点

2017年度統合版FDIポリシーは、各産業分野のFDI規制に関しては、2017年度統合版FDIポリシーの規制内容を、下記のとおり変更した。

No	産業分野	2016年度FDIポリシー 規制内容	2017年度FDIポリシー 改正内容	根拠規定
1	製造業	製造業セクターに対する外国投資は、FDIポリシーの規定を条件として、自動ルートとすること、および、製造業者は、政府承認を得ることなく、卸売業者または小売業者を通じて(eコマースを含む)インドで製造したその製品を販売することができるものとされていた。	左記規定に加え、インドで製造・生産された食料品に関する小売業(Eコマースを含む)は、FDIポリシーが規定する取引業セクターの条件に反しない限り、自動ルートにより100%の外国直接投資が認められることが追加された。	5.2.5.2
2	防衛産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資比率上限49%</li> <li>・ 49%まで自動ルート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資比率上限100%</li> <li>・ 49%まで自動ルート</li> <li>・ 49%超は近代的テクノロジーの導入その他の理由による場合は政府ルート。</li> </ul>	5.2.6.1
3	放送キャリアジ <sup>3)</sup>	所定の事業に関して、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資比率上限100%</li> <li>・ 49%まで自動ルート</li> <li>・ 49%超は政府ルート</li> </ul>	所定の事業に関して、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資比率上限100%</li> <li>・ 100%まで自動ルート</li> </ul>	5.2.7.1.1

4	民間航空	<p>(1)既存空港プロジェクトに関して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資比率上限100%</li> <li>・ 74%まで自動ルート</li> <li>・ 74%超は政府ルート</li> </ul> <p>(2) 定期航空輸送サービスおよび国内定期旅客航空分野に関して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資比率上限49%</li> <li>・ 49%まで自動ルート</li> <li>・ ただし、非居住インド人に関しては100%まで自動ルート</li> </ul>	<p>(1)既存空港プロジェクトに関して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資比率上限100%</li> <li>・ 100%まで自動ルート</li> </ul> <p>(2) 定期航空輸送サービスおよび国内定期旅客航空分野に関して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資比率上限100%</li> <li>・ 49%まで自動ルート</li> <li>・ 49%超は政府ルート</li> <li>・ ただし、非居住インド人に関しては100%まで自動ルート</li> </ul>	5.2.9.1 5.2.9.2
5	民間 セキュリティー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資比率上限49%</li> <li>・ 49%まで政府ルート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資比率上限74%</li> <li>・ 49%まで自動ルート</li> <li>・ 49%超～74%までは政府ルート</li> </ul>	5.2.13
6	単独ブランド 小売	<p>ソーシング・ノルマとして、出資比率が51%を超えるかたちで、単一ブランド小売業分野に外国直接投資を行う場合、商品購入価値の30%はインド国内で調達されなければならないという制限が課されていた。</p>	<p>ソーシング・ノルマの適用が一部猶予されており、単一ブランド小売業を営む企業の製品が最新かつ最先端(“state-of-art” and “cutting-edge”)であり、現地での調達が不可能な場合、事業の開始(第一店舗の開店)から最大3年間ソーシング・ノルマが適用されないものとされた。</p>	5.2.15.3

7	その他 金融業務	遵守すべき条件が詳細に規定されていた。	従来規定されていた詳細な遵守条件が、“規制当局/政府機関が規定する条件”に置き換えられた。	5.2.26.2
8	製薬業	既存の製薬業に関して、 ・ 出資比率上限100% ・ 100%まで政府ルート	既存の製薬業に関して、 ・ 出資比率上限100% ・ 74%まで自動ルート ・ 74%超は政府ルート ・ 投資条件として、製品水準および研究開発費の維持、技術移転情報の報告義務が新たに追加された。	5.2.27

以上